

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S15066, 12-017

③施設の情報

名称：ひまわり園	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：富山和子	定員（利用人数）：20世帯
所在地：福岡県八女市津江 499番地9	
TEL：0943-23-1334	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 昭和27年6月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：八女市	
職員数	常勤職員：4名 非常勤職員：0名
専門職員	(専門職の名称)
	保育士 4名
施設・設備 の概要	(居室数) 20室
	(設備等) 鉄筋コンクリート3階建 防犯カメラ

④理念・基本方針

【理念】

- ・お母さんとお子さんが落ちついた生活を送れるよう支援します。
- ・お母さんとお子さんが主体性を持って社会で自立した生活ができるよう支援します。

【基本方針】

- ・お母さんとお子さんが様々な経験を通して、社会の一員として生活できるよう支援します。
- ・子どもの意思と可能性を尊重しひとりひとりの成長を見守ります。

⑤施設の特徴的な取組

- 地域の子どもの貧困対策として生活支援事業（子ども食堂）の取り組みを行っています。子ども食堂は地域のコミュニケーションの場にもなっています。
- 地域のひとり親対策事業として、入所者や退所者に限らずひとり親世帯への生活・就労・子育て・学習支援の相談活動を積極的に行っています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 5 月 1 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 30 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

○質の向上に向けた取り組みについて

支援の質の向上に向けて、毎日の職員会議で施設長を中心に八女市の子育て支援課との協議が随時行われています。

○関係機関との連携について

公設公営の利点として、八女市の子育て支援課や児童相談所、障害者相談センターなどと連携が密に行われています。支援に関わる福祉施設や医療機関とのネットワークも構築されています。

○地域との連携について

月 2 回の地域のボランティアによる「子ども食堂」開催や地域の活動に参加しています。地域の住民は施設を社会資源の 1 つとして理解しており、「子ども食堂」は地域のコミュニケーションの場となっています。

○母親と子ども本位の支援について

母親と子どもを尊重した支援となるよう、職員会議等で支援内容を検討し情報が共有されています。また母親や子どもの自己決定とエンパワメントを重視するとともに、支持的な支援も行われています。

○母親と子どもが意見を述べやすい体制の確保について

日々、声掛けを行い、母親や子どもが相談しやすい状況を作っています。また表情や言葉から母親や子どもの気持ちに気づき、気持ちに寄り添うことで、意見が述べやすい環境となっています。

○支援の継続性とアフターケアについて

退所後も母親や子どもが適切な支援が受けられるネットワーク作りに取り組んでいます。また必要に応じて多様な地域の関連機関と協議し、退所後の母親と子どもの生活の安定に努めています。

◇改善を求められる点

○地域の福祉ニーズについて

地域のニーズとしてはトワイライトステイ（児童夜間養育事業）やショートステイ事業は必須であり、八女市との協議が望まれます。

○人事管理について

支援の質の向上のために職員の専門的機能を活かすことが大切です。基幹的職員や心理士、社会福祉士等の専門職の配置が望まれます。

○提供する支援の標準的な実施方法について

標準的な実施方法について実施方法の各マニュアルと、実際に実施されているかを確認する仕組みが不十分です。支援の実施時の留意点やプライバシーの配慮、業務手順も含め、実施されているかを確認する仕組みの整備が求められます。

○母親と子どもの虐待状況への対応について

DV被害の母親や子どもの支援について、より専門性を高めるために外部研修や講師を招いての研修など、定期的な研修の実施が望まれます。また、施設内で心理士による専門的ケアが必要です。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回2度目の第三者評価を受審させていただきました。

評価機関の方には各項目ごとに的確で丁寧なご説明をいただき心より感謝申し上げます。

今後は、この結果をもとに市当局とも協議しながら施設運営の向上をめざして課題の整理・改善などに、さらに努力したいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○施設の理念、基本方針はパンフレットや事業計画、広報誌に分かりやすい表現で文章化され、利用者の尊重や権利擁護を踏まえた内容となっています。 ○理念や基本方針の母親と子ども、職員への周知については、施設内の掲示や常会（母親と職員の会議）、文書（入所者の心得と生活のしおり）で分りやすく説明されています。 ○施設の連絡だより「暮らしのアンテナ」は入所者の世帯と子ども食堂の参加者に配布されていますが、市役所や他の福祉施設などには配布されていません。 ○施設が実施する母子の支援サービスに対する考え方や基本姿勢について、文書等を活用し情報発信する取り組みが望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
○社会的養護の動向や地域の福祉に対する情報の把握は、全国母子生活支援施設協議会や福岡県母子生活支援施設協議会からの情報や研修会に参加することで把握・分析されています。 ○地域の民生委員・児童委員との会合や子ども食堂を実施することで地域の特徴やニーズについて把握しています。		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の課題として、入居者の減少や施設の老朽化、夜間の安全確保等があり、今後の施設の存続や支援の継続についての方針や運営体制等について八女市との協議が必要です。</p> <p>○施設存続の活動として、各関係機関での研修会や会合に参加し、施設の現状と存続の意義など施設の存在価値について訴えています。</p> <p>○子ども食堂や校区の区長会など地域で、母子への支援の必要性などを講演することで施設の存在意義について説明しています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画は母子生活支援と施設の置かれている現状が明確にされ、利用者減少など施設の存続の危機及び方法についての課題や地域支援の体制が表されています。</p> <p>○施設独自の中・長期計画が作成されていますが、計画実行のためには計画に合わせた収支計画の作成が必要となります。また、計画達成のためには数値を出した計画が必要です。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画の主眼点は、施設の存続と地域貢献であり、計画達成のために地域での子ども食堂実施や母子支援に対する相談活動などの計画が盛り込まれています。</p> <p>○中・長期計画及び事業計画は具体的な数値目標のある計画の作成が望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は職員会議の中で意見を集約し、検討したあと作成しています。事業計画の評価は年に1回、年度末に実施されていますが、年度途中での見直しは行われていません。</p> <p>○職員会議（職員4人）は毎日行われ、事業計画に関する周知はできています。計画策定の記録や計画の評価、見直しなどの取り組みが十分でないため、今後の課題です。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は常会（母親と職員の会議）で説明し、暮らしのアンテナ（施設の連絡だより）で周知しています。</p> <p>○事業計画を母と子どもが理解できるような分かりやすく説明できる文書を作成してください。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>○サービスの評価については職員会議で検討されています。職員会議は毎日行っており、子育て支援課との会議が随時行われ、質の向上に向けた取り組みが行われています。</p> <p>○第三者評価受審や自己評価、日常生活支援での課題分析については施設長を中心に取組まれています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○評価結果の課題は職員間で共有され、職員間で実施可能なサービス等については、常時話し合いがされています。</p> <p>○公設公営であるため、ハード面などは八女市の子育て支援課と重ねての協議が行われていますが、実現に向けて努力して下さい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○毎日の職員会議の中で、施設の方針やサービスの質の向上についてリーダーシップを発揮しています。施設長の役割と責任は業務分掌表の中で明確にされていますが、不在時の権限移譲についての周知が必要です。</p> <p>○施設長は関係機関との関わりや会議等について積極的に参加し、施設の存続方法について考え、施設の必要性を訴える活動をしています。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は社会的養護の研修会等に参加し職員に周知しています。人権や虐待の外部研修には全職員が参加するなど人権に対する意識は高いです。</p> <p>○遵守すべき法令について、虐待や児童福祉などの法令については、職員への周知の取り組みは行われています。法令に関する一覧表を作成するなど、子ども支援のための法令や雇用、労働、防災等の幅広い法令の理解を深める取り組みが望まれます。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は施設の課題と支援の質に関する課題を評価・分析し、課題等はケース会議で解決しています。</p> <p>○課題解決に向けては、施設長が中心となって話し合いが行われ、施設長はスーパーバイザーの役割も担っています。</p> <p>○施設長は自ら専門性の向上を図り、施設の役割や存在意義についても研修会で訴えています。さらに、支援の質の向上のために職員への研修参加の機会も作っています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○現状の課題を母子支援施設協議会主催の研修会等に発表し、施設の実情を訴えています。施設の役割を強化するために地域での母子の相談業務に力を入れています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
<p><コメント></p> <p>○人事管理については八女市の人事管理規定にそって行われています。必要な研修や人員については市の主管課と連携して行われています。</p> <p>○職員の専門的機能を活かした支援の充実や基幹的職員、心理療法担当職員等の配置を望みます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する評価や貢献等の評価、処遇改善の検討など多くの課題があります。人事基準に基づいて職員の貢献度など考課する仕組みが必要です。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○公設公営の施設で、「八女市非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件に関する規則」に基づいて就業は行われています。</p> <p>○職員の就業状況（有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、健康状態）の把握は施設長が把握し、八女市の主管課が管理しています。</p> <p>○職員は施設長にいつでも相談等できる状況であり、精神的に疲れているときは、市の心理士によるカウンセリングを受けることができます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○「目指す職員像」は明文化されていますが、個人の目標設定は不十分です。</p> <p>○施設長は面接や支援方法の検討会議等で職員の能力を把握し、職員に必要な研修を勧めています。研修の計画が十分でないため、「目指す職員像」に近づくための研修計画の策定が望まれます。</p> <p>○職員は児童相談所の研修等に参加し、自己啓発として、パソコンの技術習得や社会福祉士などの資格取得を目指すなど意欲的です。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○「目指す職員像」や職員の質の向上を事業計画にあげていますが、一人ひとりの目標の設定はなく、研修計画も十分でないため職員の能力向上のための計画の策定が望まれます。</p> <p>○研修は、虐待、相談技術など必要と考えるものは参加していますが、母子の援助技術に必要な幅広い知識習得のための体系的な内部研修が望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>○職員は虐待を防ぐための研修や母子生活支援施設協議会の研修に参加しています。職員は外部研修を受講（児童福祉司の研修等）し児童福祉任用資格や社会福祉士資格取得を目指していますが、内部の研修計画が整備されていないため、職員一人ひとりの研修計画と記録の整備が望まれます。</p> <p>○関係機関とのやり取りの中で施設長からOJTを受け、援助技術の知識向上に努めています。ケース会議は児童や家族、福祉等の機関、市の機関等が参加して行われるため、施設長が参加職員にOJTを行う機会となっています。</p>		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習マニュアルを整備し、実習指導は母子支援員が担当し、施設長が実習指導者の指導(OJT)を行っています。</p> <p>○実習生は保育士を目指している学生が多く、母子の関わりを学ぶプログラムが作成されています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○暮らしのアンテナや子ども食堂で地域に広報活動はされていますが、ホームページの作成はなく、第三者評価の結果の公表もされていません。運営の透明性のための工夫が望まれます。</p> <p>○苦情解決の第三者委員は民生委員・児童委員で構成され、民生委員・児童委員の会議が毎月施設で行われるため、施設内の苦情等は毎月報告されています。</p> <p>○施設長が地域の区長会や上妻校区育成会などで母子生活支援施設の役割や必要性について講演活動を行っています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の事務、経理、取引等については八女市の会計事務手引き、会計規則に基づいて行われています。</p> <p>○会計監査は監査事務局によって年1回行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○地域との関わりについては、中・長期計画や事業計画に明記されて職員への周知はされています。</p> <p>○地域活動は、地区の隣組活動や子ども食堂開催等が主に行われています。地域の住民は社会資源として施設を理解しており、地域の困りごとの相談や催し物については協力して行われています。</p> <p>○子ども食堂は地域のコミュニケーションの場となっており、困ったときの相談の場となっています。</p> <p>○学校との関係作りのため施設長は育成会やPTAで講演し、学習ボランティアに地域の高校生や学校の先生が協力する体制ができています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受け入れマニュアルが作成され、受け入れに対する基本姿勢は明文化されていますが、学校教育への協力についての基本姿勢は明文化されていません。</p> <p>○マニュアルを基に守秘義務、目の前でメモを取らないなど実習時の注意事項についてはオリエンテーションで説明していますが、母親と子どもの交流を図る視点等の研修が必要です。</p> <p>○教職員のOBや地域の高校の生徒が読み聞かせや実習に来ています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○ケース会議や支援者会議は本人や子育て支援課、心理士、担任、養護教諭、放課後デイ、医療機関など参加し支援を行っています。</p> <p>○家族応援会議は児童相談所も参加し、関係機関の連携を通して母親と子どもの自立に向けた援助が行われています。</p> <p>○支援に関わる関係機関や施設、病院などの社会資源はリスト化され職員間で共有されています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>○子ども食堂は地域のボランティアの協力を得ており、地域交流や子どもの育成の場となっています。</p> <p>○施設は災害時の避難場所には指定されていませんが、必要時の空き部屋を提供する準備は出来ています。公共施設としての役割についても職員に周知され、協力する仕組みがあります。</p> <p>○災害時の避難訓練は隣接の保育園との協力は行われていますが、地域一体となつての訓練は実施されていません。今後地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○民生委員・児童委員との会議や地域住民の相談事業を介して、地域のニーズは把握しています。</p> <p>○地域のニーズとしてはトワイライトステイ（児童夜間養育事業）やショートステイ事業は必須であり、八女市との協議が望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○事業計画に「目指す職員像」を明示し、入所時にも職員の職務に対する姿勢を説明して権利擁護に取り組んでいます。</p> <p>○母親と子どもの人権を尊重した支援となるよう、職員全員でケース毎に会議で評価し対応に努めています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○重要事項説明書や権利パンフレットにプライバシー保護の姿勢が明示されています。</p> <p>○郵便物の取り扱いは郵便物宅配マニュアルに従っており、また個別相談の対応方法などにも工夫が見受けられますが、プライバシー保護に関するマニュアルの整備がされていません。施設独自の実用的なマニュアルの整備が求められます。</p>		

Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>○施設の紹介や提供されるサービスについての資料は、イラストをいれるなど、誰にでもわかるように工夫されています。</p> <p>○「こどもには子どもだけの特別の権利があります」を用いて、子どもにも施設が安心できる場であると説明が行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>○支援を開始する際は、子育て支援課の職員も同席して丁寧な説明が行なわれています。</p> <p>○わかりやすく工夫された入所のしおりや「ひまわり園権利ノート」を利用して説明が行われ、理解しやすく安心できるよう配慮されています。</p> <p>○支援内容は母親と子どもの決定で行なわれることが、書面で確認できるようになっています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>○措置変更や退所にあたっては、支援の継続に繋がる関係機関の開拓と引継ぎを慎重に行い、著しい変更にならないよう配慮されています。</p> <p>○退所後の支援体制や相談方法について、個別にエコマップを作成して渡しています。</p> <p>○フォローアップで支援の継続性に努め、支援計画や記録がされています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○毎月行われる常会で意見交換が行われており、支援の改善に努めています。</p> <p>○母親と子どもには個別面談や聞き取りを行っていますが、満足度の定期的なアンケート調査などは行われていません。改善課題の発見や評価の検討の為にも満足度調査の取り組みを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>○ロビーや電話機の横に苦情解決についての文書が掲示され、誰でもがわかるようになっています。</p> <p>○苦情内容は全職員で検討後、施設長が管理し、苦情内容と解決への対応は広報紙にて公表されています。苦情内容によっては八女市の子育て支援課との間で対応が協議されています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p><コメント></p> <p>○ひまわり園で受けられるサービスの配布や権利ノートを用いて、母親と子どもに周知されています。</p> <p>○日常的な声掛けで相談しやすい環境を作り、普段の母親や子どもの態度から気持ちを汲み取るよう努めています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○意見や苦情に対しては苦情処理マニュアルに沿って職員会議で検討し、八女市の子育て支援課や他機関と調整を行い対応する場合があります。</p> <p>○意見に基づき、生活や支援の質の向上につながる改修や環境整備なども行われています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>○ヒヤリハット事故報告書の収集と記録が整備されて、再発防止のための取り組みがされています。</p> <p>○職員全員による施設内外の安全点検も定期的に行われ、危険防止に努めています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○感染症予防についての情報は配布物や常会で母親や子どもにもわかりやすく説明し、周知を図っています。</p> <p>○職員は感染症予防や安全に関する研修会に参加し、その資料も「感染症対策マニュアル」に加え、有効に活用されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○防災マニュアルを整備し毎月、防災や災害訓練が行われています。年に数回、消防署の協力を得て訓練が実施され、防災設備や避難経路の確認なども行われています。</p> <p>○行政と地域住民の協力の確認はされていますが、地域と一体になった防災・避難計画の策定及び訓練が求められます。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法について、八女市の子育て支援課と話し合われて文書化されていますが、日常生活支援対応マニュアルと、実際に実施されているかを確認する仕組みが確認できません。支援の実施時の留意点やプライバシーの配慮、業務手順も含め、実施されているかどうかを確認する仕組みの整備が求められます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの支援については、日常生活の中で外出時の挨拶や顔を合わせる機会に意見を聞くことで標準的な実施方法の検証・見直しに反映されています。</p> <p>○日常生活対応マニュアルを整備し、実施方法の定期的な見直しが求められます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画作成は担当職員がアセスメントを行い、母親や子どものニーズを丁寧に聞き取り、要綱の手順に沿って取り組まれています。</p> <p>○八女市の子育て支援課や他関係機関とも協議され、困難ケースへの対応については慎重でかつ積極的な支援に努めています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画は6ヶ月に一度、実施方法について見直しを行い、緊急な見直しにも対応されています。</p> <p>○母親と子どもの少しの変化にも気づき面接を行い、必要に応じて再アセスメントを行うなど、細やかに支援計画の見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>○支援や情報は漏れないよう記録され、その情報は分別、整備されて、必要な情報はパソコン入力し職員に共有されています。</p> <p>○支援が自立支援計画に基づいているか、また母親と子どもの強みや長所について配慮された記録となっているかを全職員で確認しています。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○個人情報保護に関し、「個人情報の適切なマニュアル」により対応されています。</p> <p>○職員は定期的に八女市の研修を受けて、日頃より意識向上に努めています。</p> <p>○情報の開示の手続き等は、八女市が窓口となり個人情報保護規定による対応がされています。</p>		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親や子どもの最善の利益を考えた支援となるよう、職員会議等で検討し情報共有すると共に、職務の責任や自覚も確認できています。</p> <p>○母親や子どもの自己決定とエンパワメントを尊重する姿勢と、支持的な支援も合わせて対応されています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は定期的に子どもの人権に関する研修をはじめ人権の外部研修を受け、職員全体に周知が図られています。</p> <p>○不適切なかかわりに関してのマニュアルがあり、職員は半年に一度、職員セルフチェックリストを用い自己チェックを行います。</p> <p>○八女市の就業規則に基づいた処分を行う仕組みとなっています。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>○常に表情や言動を見逃さないように、観察して声掛けを行い、常会やこども食堂を通して良好な人間関係の構築を図っています。</p> <p>○権利擁護ノートを使用し、母親と子どもに不適切な行為やかかわりについての周知に努めています。</p>		

A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○母親や子どもの日常の言動や生活の把握に努め、子どもの変化やサインを見逃さないようにすると共に、母親への適切な支援や親子関係の構築に努めています。</p> <p>○通報窓口の設定や児童虐待マニュアルによる対応が図られています。</p> <p>○権利ノートを用いて子どもへわかりやすく説明を行ない、子どもが安心できる対応となるよう努めています。</p> <p>○医療機関や保育所など関係機関と十分な連携により、早期発見に取り組んでいます。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○母親や子どもの思想や信教の自由について、しおりにも明記され、入所時にわかりやすく説明されています。</p> <p>○職員は母親や子どもの思想や信教について情報を共有しており、行事や生活習慣において、支障がないように支援が行われています。</p> <p>○母親の思想や信教を尊重しつつも、子どもの権利や活動の自由が損なわれないように、母親と共に話し合い、工夫がなされています。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○隣組への参加や町内会活動では、母親と子どもが自主的・主体的な取組ができるよう、必要に応じた支援を行っています。</p> <p>○母親と子どもが自らの権利を学び、主体的な活動の推進に向けた職員の関わりを望みます。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親や子どもが主体的に決めたことには、支持的な対応を基準として配慮と支援を行っています。</p> <p>○母親への就労支援では、母親の長所を大切に助言を行い、仕事や資格取得に向けて前向きに自己決定が出来るよう支援しています。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○行事の内容は常会で決め、母親や子どもが積極的に参画できるように、取り組んでいます。</p> <p>○行事は誰もが参加しやすいように目的や日時を予め知らせ、また母親向けの行事には保育のサポートを行い、参加しやすいように配慮しています。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○退所後も母親や子どもが安心できるよう、適切な支援が受けられるネットワーク作りに取り組んでいます。</p> <p>○エコマップを作り、関係機関や退所先の相談窓口をわかりやすく伝え、母親や子どもの不安解消に努められています。</p> <p>○退所後も「子ども食堂」への誘いを行い、支援の提供と共に退所後の生活の確認を行っています。</p> <p>○退所後も必要に応じて多様な地域の関連機関と協議し、場合によっては再入所の検討をするなど、退所後の母親と子どもの生活の安定に努めています。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの支援にあたってはそれぞれのニーズや課題を明確にして、気持ちに寄り添った支援を行い、必要に応じて八女市の担当心理士の関りや医師と連携・協議を図っています。</p> <p>○母親と子どもの抱える課題により、必要な手続き等をわかりやすく説明し、職員による専門家への同行及び手続を行っています。</p> <p>○母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的な支援を行うためには心理士や社会福祉士等の専門職員の配置が望まれます。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所にあたり、母親と子どもが不安なく生活がスムーズに開始できるように、施設内の環境整備に努め、生活用品の貸し出しを行う等、安心して生活できるよう配慮されています。</p> <p>○母親と子どものニーズに対応するためアセスメントを行い、計画的な支援に取り組んでいます。</p> <p>○身体の障害を持つ母親や子どもの受け入れを可能とする配慮が十分であるとは言えません。今後、身体の障害を持った母子の入所に対して、構造上の問題や専門職の配置などの検討が望まれます。</p>		

A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○配慮を要する母親には、基本的な家事や金銭管理を一緒に行なうなど、母親の気持ちに寄り添いながらの支援方法を工夫し、母親の安心に繋げています。</p> <p>○心やからだの健康に不安を持つ母親には、医療機関への同行や育児の支援を行い、健康管理に配慮しています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○母親の子育てに関する悩みの相談に対して、子どもへの関わり方の説明をするなど適切な支援を行っています。</p> <p>○子育てが困難になっている場合には、母親が精神的、身体的に回復できるよう、子どもの保育を支援しています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>○母親がいつでも相談できるよう、日常的に声掛けを行っています。毎月の常会や子ども食堂の開催を通して、関係づくりや、食を通じた交流の支援を行っています。</p> <p>○学習室の開放や、玄関横コーナーに遊びコーナーを設けるなど、母親と子どもが自然に交流できるよう工夫がなされています。</p> <p>○母親が対人関係のストレスを抱えている場合、職員や八女市の心理士が対応しています。今後、心理士等の専門職の配置など支援体制がより充実することを期待します。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>○必要に応じて保育の支援が行われています。</p> <p>○子どもの成長、発達に合わせて行事の配慮もされ、共有のおもちゃの見直しや遊びの提供もあります。</p> <p>○今後、プログラムを準備して、子どもたちの年齢や発育に応じた遊びや場の提供など、育ちを保障する保育の支援を望みます。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>○学習室を備えており、落ち着いて学習できる環境が整えられています。</p> <p>○学校との連携やボランティアの協力で学習支援が図られ、子どもの学習や進学の相談にも応じています。</p>		

A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども食堂の参加で、子どもが家族以外の大人や異年齢児にも信頼感が持てるように見守っています。また安心して楽しみながら食事を共にすることで、子どもが安らぎを体験できる空間となるように図られています。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○学校の性教育の取り組みに準じて、個別的な相談や疑問を受けています。</p> <p>○年齢や発達に応じて、性についての本の購読や貸し出しを行い、子どもが性の正しい知識が習得できるように支援していますが、今後、性教育のプログラムやカリキュラムが期待されます。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>○警備会社との契約による侵入者報知機や防犯カメラを備えて安全確保に努めています。</p> <p>○中・長期計画で緊急一時保護の受け入れなどを今後の課題としているので、八女市の方針の方向性や人員の確保など安全面での取り組みが期待されます。</p> <p>○「緊急入所」や「緊急一時保護入所」など緊急時に備えて、夜間の受け入れ体制強化を望みます。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○必要に応じて弁護士などへの相談や同行、手続きなどの支援が図られています。</p> <p>○夫が子どもの面会を希望する場合は、司法機関などと連携して、安全への支援体制が取られています。</p> <p>○情報漏洩には特に気を付けており、関連機関との連携や安全管理に努めています。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員間で周知しており、共感、肯定的な態度で、DV被害から回復するための支援を行っています。また必要に応じて八女市の心理士や医療機関の心理療法など、専門的心理的ケアに繋がっています。</p> <p>○パープルリボン・サポートオブチルドレンなど、地域の自助グループへの紹介も図っています。</p>		

A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A⑳	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもと個別に関わることで、子どもが本心を打ち明ける機会を設け虐待体験からの回復に努めています。</p> <p>○被虐待児への支援に関する外部研修や講師を招いての研修、施設内における職員研修のより充実した取り組みと心理士や社会福祉士などの専門職員の配置を望みます。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉑	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○虐待の疑いやその可能性がある時には、児童虐待マニュアルにより対応されると共に、子どもの心理的状況に配慮して支援されています。</p> <p>○八女市子ども支援課や児童相談所、医療機関、学校などの関係機関と協議し対応されています。</p>		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○母親と子どもの様子から感じ取れる双方の不安や思いに、適切に介入して調整の支援を行っています。</p> <p>○八女市の子ども支援課と家族応援会議を行い、必要に応じ親族の関係調整に努めています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉓	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p><コメント></p> <p>○特別な配慮が必要とされる母親や子どもに関しては、自立支援医療の活用をはじめ社会資源の活用が出来るよう支援しています。</p> <p>○就労先、医療関係者などと連携を密に行いながら、母親の精神的安定を配慮した細やかな対応に努めています。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉔	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○職業の適性検査を受けることで、本人に適し、本人の能力を活かすことができるように就労支援をしています。</p> <p>○個別に応じた資格取得や能力開発のための情報提供を行い、就労のための足掛かりとなるような支援を行っています。</p>		

A⑳	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○就労継続が困難な場合、母親の意向や心身状態を把握して、就労時間の調整や職場環境の調整に向けて支援しています。</p> <p>○福祉的就労の活用と併せて、障害年金の申請を行うなど、経済的な安定を図る支援を行って、母親が安心できるよう支援しています。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A㉑	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員は職務上のことはいつでも施設長に相談でき、施設長はスーパーバイザーの役割を担っています。</p> <p>○施設長はスーパーバイザーとして援助技術の向上に向けた資格取得など、自己啓発にも努め職員からも信頼されていますが、今後、施設内におけるスーパービジョン体制の充実を望みます。</p>		